

お知らせ

教育委員会会議定例会の傍聴
教育委員会総務課(☎27)2785)

時 5月20日(火)午後2時開始
場 市役所本館5階職員研修室
定 7人(先着順)
申 当日午後1時30分から1時50分までに直接会場へ

総合教育会議の傍聴
企画調整課(☎27)2707)

時 5月26日(月)午後2時開始
場 市役所本館5階職員研修室
定 7人(先着順)
申 当日午後1時30分から1時50分までに直接会場へ

伊勢崎市公共下水道全体計画(汚水見直し(素案)についてのパブリックコメント)手続
下水道整備課(☎27)2777)

伊勢崎市公共下水道全体計画(汚水見直し(素案)について、パブリックコメント手続を行います。皆さんの意見を聞かせてください。
【意見の提出方法】
所定の様式に住所・氏名・意見とその理由を記入の上、直接または郵送・ファクス・メールで下水道整備課に提出してください。

木造住宅の耐震診断・耐震改修工事などの費用を補助
建築指導課(☎27)2762)

【耐震診断者の派遣】

耐震診断の費用はかかりませんが、診断者を派遣するための交通費として1000円かかります。
【対】 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建物、または都市計画区域外などの理由で建築確認が不要であった建物で次のどちらにも該当するもの
●地上2階建て以下の一戸建ての住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上)
●在来軸組み工法で建築されたもの
派遣件数 60件(先着順)
必要書類 建築確認
通知書、壁の位置が分かる平面図など
▲市HP

【耐震改修工事などの補助】

耐震診断の結果、評価が1・0未満の住宅で次の工事に該当するものを補助します。
●耐震改修工事Ⅱ改修後に評価が1・0以上となる工事
補助件数 5件(先着順)
補助金額 改修費用の5分の4以内で100万円まで
必要書類 耐震診断結果、平面図、▲市HP

※資料と所定の様式は、下水道整備課、市民情報コーナー(市役所・各支所)にあります。
市HPからダウンロードもできます
時 5月7日(水)から6月5日(木)まで(必着)
【対】 次のいずれかに該当する人
●市内に在住または在勤・在学の人
●市内に事務所・事業所がある個人・法人・団体
●本市に納税義務がある人
●この案に利害関係がある人
宛先 〒372-0818 連取元町170番地3 上下水道局下水道整備課、☎(21)1101、✉gseidi@city.isesaki.lg.jp
▲市HP

国民健康保険の軽減制度
所得のない人も申告をしましょう
国民健康保険課(☎27)2736)

国民健康保険の加入者および世帯主の前年所得の合計額が一定額以下の場合、低所得世帯の国民健康保険税の負担を軽減するため、所得に応じて均等割(1人当たりにかかる金額)と平等割(世帯にかかる金額)を軽減します。国民健康保険の加入者および世帯主は、昨年中に収入がなかった人、遺族年金や障害年金、雇用保険などの非課税収入だけの人も申告が必要です。申告が済んでいない積書など
●耐震シェルター等設置Ⅱ住宅の1階に耐震シェルターか防災ベッドを設置する工事
補助件数 3件(先着順)
補助金額 改修費用の3分の2以内で20万円まで
必要書類 耐震診断結果、設置計画図、見積書など
▲市HP

見積書など
●耐震シェルター等設置Ⅱ住宅の1階に耐震シェルターか防災ベッドを設置する工事
補助件数 3件(先着順)
補助金額 改修費用の3分の2以内で20万円まで
必要書類 耐震診断結果、設置計画図、見積書など
▲市HP

空き家の除却・改修費用を補助
住宅課(☎27)2797)

空き家の除却・改修費用の一部を補助します。工事を着工する前に申請してください。
※申請の手引きや申請書は、住宅課、市民情報コーナー(市役所・各支所)にあります。市HPからダウンロードもできます
【空き家除却補助事業】
対象となる空き家 市内にある1年以上居住していない次のいずれかに該当する空き家
●危険空き家Ⅱ住宅地区改良法が規

取引・証明用はかりの定期検査

消費生活センター(☎20-7300)
指定期検査機関である一般社団法人群馬県計量協会が検査を行います。本年度は北・南・宮郷・名和・豊受地区の事業者が対象です。適正な計量のため、忘れずに検査を受けてください。
※今泉町二丁目は除きます
※詳しくは市HPを確認してください
▲市HP

時・場
●6月23日(月)・24日(火) = 北公民館
●6月25日(水) = 名和公民館
●6月26日(木) = 宮郷公民館
●6月27日(金) = 豊受公民館
いずれも、午前10時~午後3時
【対】 次のいずれかに使用する物
●商店・工場での商材の取引
●病院・薬局・診療所などでの薬の調剤
●農業・農協などで農産物の取引
●その他の取引や証明

い場合は、国民健康保険課または各支所市民サービス課で申告をしてください。世帯内に未申告の人がいる場合には軽減が適用されないほか、高額療養費の自己負担限度額や入院時の食費が高くなる場合があります。
【申告の必要がない人】
●同一世帯の人の年末調整や確定申告などで、その扶養親族に該当している人
●収入が公的年金だけの人、または給与だけで年末調整が済んでいる人
●確定申告または市民税・県民税の申告を済ませた人

ひきこもり家族会を開催します
社会福祉課(☎27)6273)
テキストを使った勉強会や参加者同士で意見交換を行います。

定する不良住宅に該当し、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であるもの
●旧耐震空き家Ⅱ昭和56年5月31日以前に建築されたもの
対象となる工事 市内に事業所がある事業者が行うもの
申請できる人 空き家の所有者、相続人
補助件数 各20件(先着順)
補助金額

●1 空き家の除却工事にかかる費用の5分の4で50万円まで
●2 空き家の除却工事にかかる費用の5分の2で25万円まで
【申】 5月9日(金)から9月30日(火)までに申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて住宅課へ
▲市HP

【移住者支援空き家改修補助事業】
対象となる空き家 市内にあるおおむね1年以上居住していない空き家
対象となる事業 市外から移住する目的で空き家を取得・改修し、10年以上居住のために活用するもので、原則市内事業者が改修工事を行うもの
申請できる人 市内の空き家を所有または令和7年度中に取得する予定がある次のいずれかに該当する人
●申請日前のおおむね1年以内に市内の共同住宅または長屋に転入し、

時 5月28日(水)午後2時~4時
場 餅の郷(市民交流館)
対 ひきこもり当事者の家族
定 20人程度(先着順)
無料
【申】 5月8日(木)から27日(火)までに電話で社会福祉課または専用HPから申し込んでください
▲専用HP

伊勢崎市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(素案)パブリックコメント手続の結果を公表しています
資源循環課(☎27)2732)
伊勢崎市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(素案)についてのパブリックコメント手続の結果を、資源循環課、市民情報コーナー(市役所・各支所)、市HPで公表しています。

転入前1年以上市外に居住していた人
●申請日後、令和7年度中に本市に転入し、申請日時点で1年以上市外に居住している人
補助件数 5件(先着順)
補助金額 次の金額を上限に改修工事にかかる費用の3分の2
●基本額Ⅱ120万円まで
●加算額Ⅱ80万円まで
【申】 5月9日(金)から11月28日(金)までに申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて住宅課へ
▲市HP

【市内転居者空き家改修補助事業】
対象となる空き家 市内にあるおおむね1年以上居住していない空き家
対象となる事業 空き家を取得・改修し5年以上居住のために活用するもので、市内事業者が改修工事を行うもの
申請できる人 申請日時点で市内に在住で、市内の空き家を所有または令和7年度中に取得する予定がある人
補助件数 5件(先着順)
補助金額 空き家の改修工事にかかる費用の2分の1で80万円まで
【申】 5月9日(金)から12月26日(金)までに申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて住宅課へ
▲市HP

お知らせ

募集

催し

講座

スポーツ

相談

皆さんの善意

